

無資格者のチェーンソーによる伐木は違法になりました

すべての業種で、木の太さにかかわらず、法令に基づく特別教育を行っていない労働者に立木の伐木等業務^(注1)を行わせることは違法となりました(2020年8月~)。また、切創防止用保護衣^(注2)の着用のないまま、これら作業をさせることも違法です(2019年8月~)。

県内では様々な業種で、チェーンソーの伐木作業の死亡災害が多発しています。ブコの伐採業者(林業)でも県内で死亡災害が発生している大変危険な作業です。伐木作業は専門業者に依頼するなどし、違法作業を絶対にしないでください。

(注1)チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務(労働安全衛生規則36条)

(注2)いわゆるチャップス(JIST8125-2または同等以上)(労働安全衛生規則485条等)

長野県内の死亡災害
(林業以外)

2022年2月 建設業	斜面においてチェーンソーを用いて支障木(アカマツ)を伐倒したところ、伐倒木の根元部が、伐倒作業を近くで監視していた被災者に激突し、後方の立木との間に挟まれ、死亡した。
2021年10月 ゴルフ場	ゴルフ場のコース整備作業において、チェーンソーを用いてアカマツの造材作業(枝払い・玉切り作業)を行っていた作業者が、その原木の下敷きとなり、死亡した。
2020年4月 バス業	バス路線の道路付近の斜面において、チェーンソーを用いて立木の伐倒作業を行っていたところ、伐倒木が頭部に激突し、死亡した。

(参考)チェーンソーによる伐木等業務の「特別教育」は、林災防長野県支部などが行っています

『林業・木材製造業労働災害防止協会 長野県支部』

<https://rinsaibou-nagano.jp/>

林災防 長野

検索

